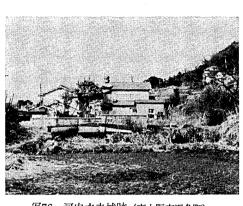
第一章 鎌倉時代の高槻

第一節 鎌倉幕府と北摂武士

をうけたのか、具体的なことはほとんどわからない。ただ法金剛院領土室庄下司が平家家人として内乱に参 庄地頭職に補任されたことがわかっているにすぎない[元O]o 加しそのため下司職を没官されたらしく、内乱後、比叡山東塔北谷法師常陸房正明が鎌倉幕府によって土室 鎌倉初期の 摂 治承寿永の内乱(一一八○─一一八五)にこの北摂地方からどのような武士がどのように参 したのか、またこの内乱過程のなかでこの地方の荘園村落に住む農民たちがどのような影響 加

りたい旨の解状を大将源義経に提出し、義経の安堵の外題を得て鎌倉殿の御家人になったように[再源康忠解状りたい旨の解じょう の開発領主水走康忠が寿永三(一一八四)年二月、源康忠の名でもって本領安堵を条件に鎌倉殿の御家人にな 一八四)年二月源義経・源範頼が平家追討の軍隊を西国に進めはじめてからは、たとえば河内国河内郡水走等。 この地方の有力武士真上氏・溝杭氏がどのような政治的動向 を示したかもさだかではないが、寿永三(一



(東大阪市五条町)

は、

下草創」の新しい政治的支配秩序をつくっていった。ただし正確

には頼朝と気脈を通じていた九条兼実を 摂 政の地位につけて、 の設置と兵糧米の徴収とを朝廷に要求して勅許され、さらに十二月 はその年の十一月、義経の反逆・逃亡を契機に、いわゆる守護・ 権は鎌倉殿源頼朝に帰し、八月には年号も文治と改められた。

天

頭」を補任する権限を獲得していたのであって、文治元年十一月頼

に

頼朝はすでに内乱中に、東国においては「一国地頭」・「荘郷地

内の御家人統卒と謀反人に対する警察権とをその主たる職務内容(大犯三箇条)とする守護におちつ い て 支えた荘園・公領の百姓たちの政治的諸勢力の圧力によって一年ならずして徹回を余儀なくされ、やがて国 国内 ?の田地をも知行しうる巨大な権限をもった「一国地頭」は朝廷及び権門寺社、さらにはそれを背後から 国地頭」ともいうべき国地頭と、 各荘園・公領ごとの「荘郷地頭」を補任する権限であった。そして 朝が朝廷に要求したものは、畿内五ヵ国をふくむ西国 の 国々

ところで摂津国についてみれば、承久三(二三二)年六月、下野国の守護・有力御家人小山朝政の弟長沼

った。

本

四〇号・水走文書]、平氏追討の源氏の大将源義経などを媒介として『平安遺文』四一]、平氏追討の源氏の大将源義経などを媒介として

領安堵の御家人になっていったものと推定される。

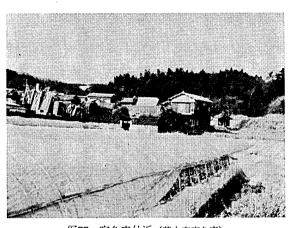
元暦二(一一八五)年三月、平氏一族は壇の浦で滅亡し、天下の覇

地頭

頭として補任する戦後処理が実施されたものと考えられるのである『『音奏鏡文治三年九月十)。 となり、 年の段階になって、 臣であり、 性がつよい。 ぞれの理由 宗政が摂津国守護に補任されるまで、全く守護が配置された形跡がないのである「中世)。 いたってようやく摂津国在庁官人による平家没官領についての調査が行われ、その没官跡に東国御家人を地 いることが再確認されなければならなかったのである。したがって、摂津国においては、文治三年の段階に 国衙在庁官人は鎌倉幕府の命令にしたがって最低限「文書調進の役」をつとめるべき義務をおっ 当時摂津国は後白河院分国 から守護が設置されなかったが、承久の乱までは摂津も河内と同様守護が設置され 元暦元(一一八四)年四月以来建久初年にいたるまで摂津守であった藤 原 摂津国の「平家追討跡」=平家没官領の具体的処置が鎌倉幕府においてあらためて問題 (知行国) であったと推定されている。だからこそ、文治三(一一八七) 行房は後白河院の近 山城・大和にはそ *ts* かった可

を得られないまま独自に個別的に処理する他なかったからであると考えられる。 倉殿御家人になることを許すとともに、 年に執行されていたのである[五〇]。また『吾妻鏡』は文治二年正月に、 警固役を命じた記事を載せているが、 事実、 先にみた土室庄における地頭職補任も、常陸房正明が源行家を捕えた文治二年より二年後の文治四 これもこの時期までは摂津国ではこのような問題も摂津国衙 大番役のかわりに、 幕府の京都における代理人であった一条能保邸 摂津国貴志 (現三田市) 武 の協力 士が

推定される。この御家人交名には真上氏・溝杭氏を はじめ 広 瀬氏・土室氏・芥河氏・渡辺氏・岡氏 及ぼすことができるようになり、摂津国在庁官人によって「摂津国御家人交名」も作製されるようにな こうして文治三年九月以降になって、ようやく幕府は摂津国衙の協力のもとにその支配秩序を摂津 国 宿久 たと 一内に



宿久庄付近 (茨木市宿久庄)

補任されたとは考えることができない。

官領となったはずはないから、

人であり、

庄などに東国御家人を地頭として補任したりして、公家勢力の このようにして鎌倉幕府は国内の御家人制度を整備するとと 法金剛院領土室庄や承久の乱の遠因となる摂関家領椋橋

たと考えられるのである。

あくまで平等院領真上庄下司職・

長講堂領溝杭庄下司職であっ

摂津国有力御家人に位置づけられたが、しかしその基本所領は は鎌倉時代末期には摂津国における六波羅御使として活躍し、

守護には東国の有力御家人長沼氏・安達氏・野本氏が補任されたが、 中世の摂津国衙はどこにあったのか、 鎌倉末期正和年間以降は六波羅探題北方の兼帯するところとなった また国衙に対する守護所はどこにあったの 弘長年間以後北条氏が守 幕府等等

に

たった。

護職を独占するにいたり、

ただ摂津国の場合、

影響力の強い摂津国にも徐々に鎌倉幕府の政治勢力を浸透させてゆき、

承久の乱以後には守護をも設置する

氏・伊丹氏・貴志氏・多田源氏・能勢氏や垂水庄下司日下部氏

西国御家人として名を連らねていた であろう。

し、北摂有力武士真上氏・溝杭氏はともに本領安堵の西国

御 家 ታን

しかも平等院領真上庄も後白河院領溝杭庄も平家没

彼等がこれらの荘園の地頭職に

後述するように、

彼等

などが、

在地に具体的にどのような影響を及ぼしたのかを構造的に明らかにすることができない。 されていたのか、 か、そしてその国衙在庁官人はどのような人々によって構成されていたのか、* 内乱期・内乱後におけるこの地域の農民たちがどのような情況におかれ、どのような動向を示した といった基礎的な問題が謎につつまれているため、 以上のような政治的諸情勢が島上郡 また守護領はどのように配置

かを具体的に示してくれる史料もない。しかし摂津国内の近隣の情況はある程度の推測を可能にしてくれ

る。

の

ぎて甲胄を著けんや」と述べてこれを後白河院庁に訴え出た [寿永三 『平安遺文』四一三一号、四一三二号十八日後白河院庁下文案「春日神社文書」]。 さらに兵士役と称して牧住人を徴発して軍役に使おうとした。 Ļ 社司はこれに抗議して「御牧の住人は皆神人なり、 軍勢がこの地を通った際、武士たちは春日社領垂水東・西牧に乱入 寿永三(一一八四) 年二月五日源義経を大将とする平家追討の源氏の 摂津国 春日社へ上納すべき年貢米を牧住人たちから暴力的に掠奪し、 豊島郡春日社領垂 水 東牧・ 西牧 (現吹田市·豊中市) いかで黄衣を脱 で 春日 は

宮市) 自らの永作手私領田一段を売却するに際して「但し、本券において の地の百姓吹田宗縄は、鎌倉中期寛元二(二二四四)年にその

また同じく源平両軍勢の道筋にあたった 摂津国武庫郡西条

(現西

来れ

。り」と売券に注記している[『鎌倉遺文』]。

のびて以降、

やはりこの島上郡の地も、

寿永三年正月平氏の軍勢が福原にお

ち

は、

源平の乱の時武士に奪われ、



萱野付近 (箕面市芝)

をも武士に掠奪されることもしばしばであったと推定される。 た大切な自己の土地所有を保証するなけなしの手継文書 住民たちも春日社領垂水牧の住人たちと同様の被害をこうむり、

源平両軍の馬蹄に再三あらされたわけで、

この

)地域

ŧ

(土地売券)

うとした武士たちも多くいたのであって、このような事態に対しては百姓住人=農民たちは断固としてこれ 春日社はさっそく源義経の外題を得てその山二郎房のうごきをチェッ 自らの荘園領主を媒介として自主的な村落生活を守りぬこうとした 時的に麻痺した中で鎌倉殿の御家人と称して強行的に在地領主制支配を農民のなかにうちたてよ 島上郡内においてもこのような政治的葛藤があちこちでみられたと推定されるが、 写79 野郷では、 民に及ぼそうとして、 判官殿=源義経の口頭命令によると称して暴力的に領主制支配を農 また内乱末期の元暦元(一一八四) 従来一介の私領主にすぎなかった山二郎 「萱野郷百姓等」によって春日社に訴えられ 年夏、春日社領垂水西牧内の クしたが、

内乱期には

国家権 の であっ た [五暦水西牧萱野郷百た [元暦元年九月日摂津 房なる者 が 源

に抗議し、

倉幕府がうちたてた新しい政治秩序のなかに決着せしめられていった。

ている。

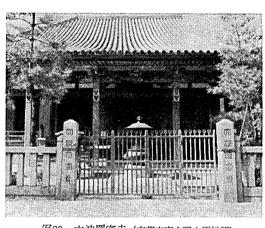
力機構が

紛失を立てて証文となし年を過

市……などがならべられていて、鎌倉期の摂津国国衙が賀島(大阪市東淀川区加島町)と椋橋庄 (豊中市庄内・庄本)の近く れた供御人としての桧物師の姿をつたえているが、その市の中に摂津国賀島□内美六市・国衙内市小路市・椋橋庄桧物れた供御人としての桧物師の姿をつたえているが、その市の中に摂津国賀島□内美六市・国衙内市小路市・椋橋庄桧物 |廷の蔵人所の納殿に「御書櫃」の桧物を貢納して、摂津・河内の特定の市で自己の商品を商売する特権をみとめら 最近紹介された東洋文庫所蔵『弁官補任』の紙背文書のなかに貞応二(一三三)年三月の蔵人所牒案断簡があって、 一般に当時河尻と呼ばれていた地域にあったらしいことをうかがわせてくれる『鎌倉遺文』三〇七八号』。

で、いまだ京都に着任していなかったからであろうと考えられる。またこの時期には北方探題は摂津守護職 は、南方採題大仏維貞が同年八月十七日でもって任をはなれ、十一月一日付で金沢貞将が任命されたところは、南方採題大仏維貞が同年八月十七日でもって任をはなれ、十一月一日付で金沢貞将が任命されたところ 御家人不参の事、注進せざるの条、甚だいわれなし。かつうは到着を付し進め、かつうは起請の詞を載せて などが近隣の悪党勘解由允・河縁兵衛尉などを相語って庄内狼藉をはたらいた事件に 関し、「不日、俣野七などが近隣の悪党の25~ なみてのようなのよう 貞は摂津国御家人真上彦三郎資信にたいし御教書を送り、東寺領摂津国垂水庄百姓浄願・良賢・覚尊・祐尊 を兼帯していたため、このような文書で充分ことたりたわけである。 している[七九]。 本来の六波羅御教書であれば、 注申さるべし。もし使節として、なお緩怠の儀あらば、 郎太郎と相共に、近隣の地頭御家人を相催し」て鎮圧におもむくように命令をしており、さらに「近隣地 真上・溝杭氏 倉時代も末期の元亨四(一三二四)年十一月二日のことである。 時の六波羅探題北方常葉範 平等院領真上庄下司真上氏が西国御家人として最初に史料の上にその姿をあらわすの 南方・北方探題が連署すべきところであるが、丁度この時 関東御事書を守り、その沙汰あるべきなり」と付記 は 鎌

じく真上彦三郎資信あてに発せられており[六O]、さらに翌嘉暦元(一三二六)年翌々年嘉暦二年には その後、この東寺領垂水庄悪党事件に関しては正中二(一三三五)年二月二日同趣旨の六波羅 H



写80 六波羅密寺 (京都市東山区六原松原)

羅御

に、

は新たに平重信なるものを起用して下司・公文に補任するなど、着々と直務支配の実現をは なのであるが、 尊らが近隣の [世村落史の研究』] [島田次郎編『日本中]o 「悪党」と連携して旧下司 荘園領主東寺はこのような現地勢力の分裂情況をたくみに利用して、延慶三(一三一〇) 年に |勢力を一掃しようとして立上ったのがこのいわゆる垂水庄悪党事件 かってい っ

地

は在地小領主西国御家人藤原家行などであり、

鎌倉末期に

実質的に下司の職務を現地で執行していたのは鎌倉中

人日下部氏女証円であったが、

彼女の家系は在京

領 注主で

あ 期 は 派 在

の事件を六波羅探題に訴え出たのは、

垂水庄下司西国御家

0

|勢力に対抗する垂水庄百姓=強剛名主浄願・良賢・

覚尊・ 旧下司

の強剛名主百姓唯勝などであった。これに対して、

このように荘園領主東寺がこの在地の紛争に意識的に傍観をきめこんでおり、 しかも一方の旧下司日下

むき」、事件を鎮圧するように真上彦三郎資信あて 地頭御家人を催し具して、 重ねて彼の 六 所

K

おも

孫三郎と相共に、

国

羅御教書が発せられている。そしてさらに元徳三(北朝)(一三三 年にはこんどは溝杭孫三郎資家あてに 国地頭御家人を催し具して」鎮圧を徹底するように六波 「真上彦三郎と相

は教書が発せられている。



垂水神社 (吹田市垂水町) 写81

地には貫徹しえなくなっていたのである。

また同じく鎌倉末期正和四(一三一五)年以降、東大寺領摂津

令を頻発しても、

また他方の強剛名主良賢・覚尊などには近隣の「悪党」がつい 氏女証円側には西国御家人芥河氏・吹田氏などがついており、

いかに西国御家人日下部氏女からの訴えをう

けて六波羅探題が摂津国御家人真上氏・溝杭氏らにその鎮圧命

鎌倉幕府の政治的権威はすでに摂津国内の在

ているとすれば、

)て請文=返事を提出しているが、六波羅検断方に対しては「仰せられる旨にまかせて、真上三郎左衛門入

道代子息彦三郎資信と相共に彼の悪党を召し進めんと欲するのところ、 をうけて六波羅両使の一人が六波羅探題の検断方と所務方に対 もとどおり東大寺に返還する処置をとるように命じた。この命 悪党等両使に対して悪行狼藉を致し

波羅に送致するとともに、兵庫嶋関から悪党を追却して関所を

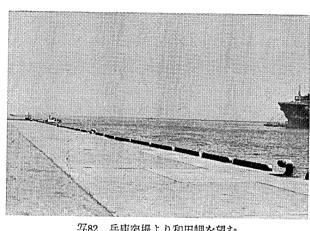
る事件が頻発しているが、これに対し、六波羅探題は摂津国御 国兵庫嶋関に良慶以下比叡山の山僧を中心とする悪僧が乱入す

家人六波羅御使二人に対して、その乱入した悪党を逮捕して六

庫嶋へ□□い、真壁三郎左衛門入道の代子息資信と相共に、その沙汰を致さんがために、東大寺雑掌の指南(羆両)(≒)

……」と不首尾であった旨を報告しており、また所務方に対しても「仰せ下さる旨にまかせて、同廿三日兵

わからないが、 をもって、



写82 兵庫突堤より和田岬を望む

・たことがわかる〔三通「東大寺文書第四回採訪卅 〕。 真上氏は、単に北摂地域の事件について摂津国六波にことがわかる〔欠年摂津国六波羅使節某請文断簡〕。 真上氏は、単に北摂地域の事件について摂津国六波 当所内観音堂にまかり入り……」と執行経過を報告している。この報告者=六波羅御使の名前 真上三郎左衛門入道の代理としてその子息真上彦三郎資信がもう一人の六波羅御使になって に任命されていただけではなく、 西摂の事件についても御使に 羅 御 使 は

任命されていたわけである。

なければならなくなっていたことをも物語っている。 国御家人ではなく、 専制化した北条氏が、 の るという事実であって、 によって任命された地頭職なるものが畿内においてはもはやそ 国御家人が六波羅探題北方=摂津国守護やその被官守護代によ 末期の段階にいたって、真上氏・溝杭氏・伊丹氏[中世 って摂津国における六波羅探題の御使に起 用 地頭御家人」を統卒して幕政を執行することを命じられ 独自 種の得宗被官) ところで、ここで注目すべきことは、このような鎌倉幕 の政治的権威を失っていたことを物語るとともに、 することによって、 むしろ有力な西国御家人をい 畿内においては、 この事実は、 自らの支配権力を維持し 幕末においては鎌倉幕府 本来の地頭御家人= され わ て、 ば *ts* 被 国内 て ٤* 官化 府最 東 西

である

たがって奮戦し、



くクローズアップされたが、元弘の乱・鎌倉幕府滅亡という政

いたっては新しい危機的政治情勢のもとで北条氏によって大き

は、ともに承久の乱に際しても京方につくこともなく、

このように、島上・島下の有力西国御家人真上氏・

溝杭氏

きるのではないであろうか。

治的大事件に際して、この両氏の運命は大きく分れることとな

帯の小領主層を独自に御家人として組織して、自らの親衛隊

南北朝期になって足利幕府を開いた足利尊氏は山城国

|西岡

岡被官衆)としたが、それの先駆的形態をここにみることが

った。

宿において北条仲時以下六波羅の軍勢三三〇人余が自害し果てた際にも、これに殉じて自害し果てているの 六波羅勢が光厳天皇を擁して近江に落ちのびた時もこれに同道し、五月九日、 三(一三三三) 年五月七日、 って六波羅探題が攻撃された時、六波羅探題北方北条仲時にし すなわち真上氏の場合は、真上彦三郎資信親子は元弘 足利高氏を大将とする討幕軍勢によ 近江国番場 (南朝)

このように鎌倉最末期に六波羅探題北方によってクローズアップされた真上氏は、 六波羅の意向に応じて

父子は六波羅探題の滅亡と運命をともにするにいたったのである。 積極的に北条時敦・常葉範貞・北条仲時に近づき、権力の中枢部への政治的進出をはかり、 ついにその主家

葉)文明年間には芥河本家とともに史上からその姿を消すのである[十三四]。 と結びつき、芥河真上氏と名乗って芥河氏の中枢を占めるにいたった[ION]。そして、室町中期(I五世紀後 その後、真上氏は庶子家がその跡を継いだものと推定されるが、後述するように姻戚関係を通して芥河氏

中世を通じて生きつづけたのであった。里をふくむ小穀倉地帯=小世界の在地領主として向とはかかわることなく、溝杭庄を本拠に玉川のにれに対して、満杭氏はこのような政治的諸動

(一三〇五)年四月展鐐渡荘目録 [元号、五号、一三〇五)年四月展鐐渡荘目録 [元号、二五号、一四年院領の段には摂津国では杭全庄一庄をあ げるのみで真上庄は記されていない。ここでは 真上庄は鎌倉末期では殿下渡領として藤氏氏長者 が本所は鎌倉末期では殿下渡領として藤氏氏長者 が本所は鎌倉末期ではなくなっていて、完全に 平等院 観となっていたと考えておきたい。

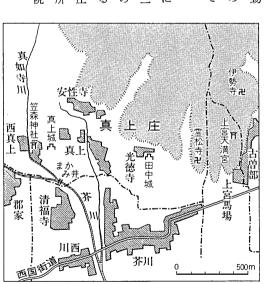


図174 真上庄略図

(注:集落の輪郭および大字界は明治前期のもの)

氏の所領構造 西国御家人真上 畿内の開発領主=武士の所領構造を示す史料は非常に少ないが、

幸いなことに真上氏の場 合、先にみた溝杭氏と同じく、その所領構造を具体的に示す史料が残されている。次に示

す文和(北朝)元(一三五二)年二月十日摂津国真上虎才丸所領保証契約状写[pdt]がそれである。

摂津国上郡真上村真上虎才丸殿御知行分之事

真上地頭職幷諸職散在田畠等

東上宮馬場

| 円山ノ後コセヲ西江通 | 円本塚通、カウ井南、槻木ヲカケ 西大樋溝、小河ノホソ石ソトハ未ツ西とツシサルハ今井ノ井溝、カサノ森

真上村限四至

北浦堂里中槻木ヲ東通

真上城屋敷 限東縄 限西縄奈良方

屋敷 限南堀笠懸馬場南

限北縄

同村在家役人夫以下田植草取ヌカツラ等(マーマ)

同村長者職幷神主職 次第之送物

同村惣検断職

同村井月職非新□井新稲村內反別六把宛 (并ヵ)

大将田下司給 十二町一色 広田社領散在田畠諸本役・同下司職四町一色

鎌倉時代の高槻

· 荫ョ免下司給 賀茂田下司給 十三町一色 十三町一色

寺社寄進等之事 奈佐原四箇庄・同服部村惣追補使職田畠等

但目録等別紙在之 次配分等之事

右如此注上申上者、皆々私之儀あるへからす候、若かんきよくの子細候者、仏神三宝の御罰を蒙、末代御さいくわにおこ(進) なわれ可申物也、仍為後日うけ文申所如件

文和元年二月十日 証明次第不同 政信(x (花押)

(花押)

(花押) (花押)

(花押) (花押)

(花押)

信^芥政^津盛賀浄^岡信名 倫哈 禅奴 政東信 貞 義 家山覚 光 阿 元 資原盛 (花押) (花押)

が代官中村二郎右衛門 衛門(花押) がヤウヤ 衛門(花押)

法覚(花押)

山ワキ ゑりん (花押)

道願(花押)ウチカタ

西道(花押) かくたら(花押) かくたら(花押) ゑもん(花押)

476

IV 中世の高槻

> で伝えられたものである。こうしてこの文書は現在『大日本史料』第六編之一九に収録されているのである。 二月十日摂津国真上虎才丸所領保証契約状写を書写して自己の『集古文書』に加えたことに よって 今日 ま の寺社史料を調査した際、当時の摂州島上郡真上村大庄屋中村家にたちより、中村家所蔵重書文書文和元年 この文書は、江戸中期の国学者屋代弘賢が寛政四(一七九二)年幕府の儒官柴野栗山とともに京都・奈良 ところで、屋代弘賢が摂州真上村大庄屋中村家で見たこの文和元年二月十日の真上家文書は原本であった

であろうか。

四四九)年の時点でも真上政家は自らの所領を「真上庄并七村之地頭職」と表現しており、こ れ らのことか 葉永享頃であり[|七四]津江庄が津江村と表現されるのも寛正年間からである[riOl]]。その上、宝徳元(| ではなく、成合村・安満村・古曽部村などという麦現が在地においてクローズアップされるのも一五世紀中 るのは時期的にはもう少し下って一五世紀応永・永享頃からである。たとえば島上郡でも安満庄という呼称 である。このように在地において庄という荘園制的表現を克服して村という郷村制的表現を用いるようにな 国時代になってからであると考えられるのである。第二に真上庄と表現しないで真上村と表現していること 淀川南部の現大阪市域を欠郡といったようである[|など|]。したがってこのように表現しなおしたのは戦 という表現が出てくるのはおよそ戦国時代に入ってからで、それも北摂を上郡といい、西摂を下郡といい、 ことができる。まず第一に、摂津国島上郡と言わずに上郡としていることである。摂津国上郡・下郡・欠郡 らみて原本は「真上庄」と書かれてあったと考えられ、これが「真上村」というように転写されたのも戦国 この文書写を子細に検討すると、南北朝期当時の原文書の写しとしてはおかしい部分をいくつか発見する



写84 摄津国真上虎才丸所領保証契約狀写(中村家文書)

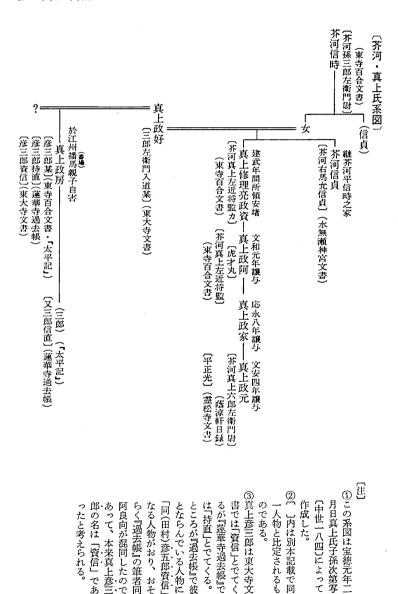
観應三(北朝)年二月十日付でなければならない。

そぐわない存在である。第四にこの年の改元は九月二十七日であり本来署名の位置といい、又「御代官」という肩書きといい明らかに原本にはもとづく姓を肩に書いた上で名前を署名しているのとくらべると、その

物がそろって「河原政信(花押)」・「吹田倫阿(花押)」というように地 名にいう人物であるが「証明次第不同」として署名している他の一八名の人という年月日の日下に署名して いる「御代官中村二郎右衛門資安(花押)」と時代のことであったと考えられるのである。第三に、文和元年二月十日

原本(真上政家自筆)とがふくまれていたと推定される(現写本は宝徳己巳原本(真上政家自筆)とがふくまれていたと推定される(現写本は宝徳己巳あれるが [中世]、その後芥河真上氏についての記憶がまだまあたらしかた、戦国期に摂州上郡真上村に中村と名乗る小領主が成長してきて、旧芥河真上氏の系譜を引く人との姻戚関係などを通して旧芥河真上氏の先祖相伝の重書文書を入手したが、そのなかに観應三年二月十日 摂津 国祖相伝の重書文書を入手したが、そのなかに観應三年二月十日 摂津 国祖相伝の重書文書を入手したが、そのなかに観應三年二月十日 摂津 国祖相伝の重書文書を引く人との姻戚関係などを通して旧芥河真上氏の洗りにこの文書の転写過程を推測することができ以上の検討から次のようにこの文書の転写過程を推測することができ

年二月日となっているが宝徳己巳年=宝徳元年は同年七月二十八日の改元によっ



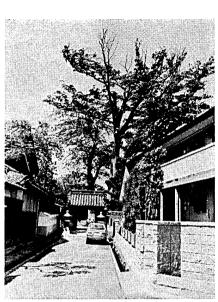
ば、 芥河真上氏の屋敷=城に自らの居宅をかまえたのではなかろうか。 る真上城屋敷の記述「南を限る、 たと推定されるのである。小領主として成長してきた中村氏は自らの武士としての社会的地位をこのように えられ、近世に瘡の神として熱狂的な信仰を集めて大きくなったのである。そして観應三年の契約状にみえ 庄屋におちついたものである。おそらく現在の笠森神社は本来この大庄屋中村家の屋敷神であったものと考 して主張したのであろう。そして高山氏の支配下における検地や又太閤検地を経るなかで近世には真上村大 て自己の由緒の古さを強調するとともに、自らが芥河真上氏の伝統を引く領主であることを主張しようとし 前「御代官中村二郎右衛門資安」を記入した写しをつくり、これを原本として社会的に提示することによっ 文和元年の契約状原本を下敷にして、文和元年と改元年号にあらためるとともにその日下に自己の先祖の名 てできた年号であり、原本は文安己巳年=文安六年二月日でなければならない)。そして小領主中村氏はこの この屋敷神笠森神社は旧芥河真上氏の本屋敷=城の屋敷神であった可能性がつよく、 堀笠懸馬場の南」及び真上庄西四至標示「カサノ森大樋溝」などからすれ。。 小領主中村氏は旧 観 應

状の原本を復元しつつ、 菩提寺地蔵院の丘の近くにあって江戸時代に真上村庄屋をつとめた田中家(市内真上町一丁目)の地ではなか たかと推定される[一八四]。すなわちこの両城でもって真上氏は真上庄東西を支配したのである。 さて、以上のような手続きによって、旧芥河真上家文書観應三年二月十日摂津国真上虎才丸所領保証契約 この他に鎌倉末以来真上氏は庶子家の住んでいた田中城という城をももっていた。その位置は、 中世における真上氏の所領構造を考えてみよう。 真上氏の

建武政権によって「真上庄并七村地頭職」を安堵された真上庶子家芥河真上左近将監政資は、

芥河信時

め



譲状を自筆でしたためたのであろう[中世]。そ 前の嫡男虎才丸(元服後政阿)にその所領を譲り、

虎才丸の所領を近隣の国人衆の力でもってみま たる芥河右馬允信貞にたのんで、この幼主真上 こで病床の真上政資は血縁的に自分の実弟にあ

もってもらうために国人一揆契状を作製しても

城=本屋敷に三○余年居住したが、文和壬辰春

観應三(一三五二)年二月、おそらく余命旦夕に

せまったためであろう、まだ年もおさない元服

娘を母にもち、芥河本家と手をたずさえて真上

11

に書き並べられた内容と全く同様であったと考えられる。

したがって真上虎才丸殿御知行分として書きあげられた所領は、本来真上政資が嫡男虎才丸に譲った譲状

文和元年の契約状の原本は以上のような性格のものであったと考えられる[六一八四]。

らったのである。

されていたものであろう。その内容は、①真上庄在家役人夫以下田植草収、②真上庄長者職并神主職、③真上 本領を安堵され直参の御家人になってから後のことであって、おそらくそれ以前鎌倉時代には下司職と表現 あるが、その所領が地頭職として表現されるようになったのは建武政権によって庶子真上政資がその真上氏 その所領は大きく分けて真上庄地頭職と諸職散在田畠に分けることができる。まず第一の真上庄地頭職で

から現真如寺川でかぎられていた。

また北は現浦堂本町あたりは「カサノ森大樋溝」とある

南は文書の記

から上宮天満宮裏山あたりにかけての線であり、

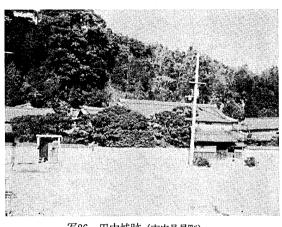
前

(市内白梅町) あたりであり、

西は

庄域は東は上宮馬場、

庄惣検断職、



写86 田中城跡(市内月見町)

大きく異る点として指摘することができる。

さてこれらの所領のなかで、

やはりもっとも重要なものは

4

服部の方に 大きくくいこんでいたこと(大字服部に真上という小内に入っていたこと(旧大字上田部内)と、浦堂のあたりで大字名になる以前のいわゆる大字真上にあたるが、上宮天神が庄域た線にあたるであろう。つまり、これらの境域はほぼ現在の町述からはよくわからないが、現芥川新大橋の地点を東西に引い

および西真上の部分が欠けていたことなどが 現 在と

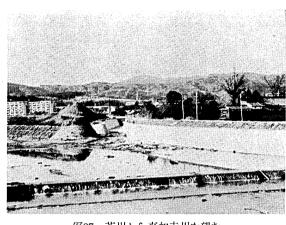
字がある)

真上庄井月職并井新稲であって、 ようないわば族長的といってもよい社会的権威の表現が、②真上庄長者職であって、その具体的形態が真上 市排水路、 および、 東真上では現新川および旧真上用水路といった灌漑用水路を一手に把握していたのであり、 芥川左岸のいわゆる 「まかみ井」(現小字内野附近と推定)、 真上氏は庄内の灌漑用水路、 特に西部では「カサノ森大樋溝」(現真如寺 真如寺川から分水している現真上都

④真上庄井月職并井新稲からなっていた。真上庄

すなわち現上宮天満宮鳥居前の小字馬

の管理していた灌漑用水路は庄外の下流域、 を整備する費用として庄内からは反別三把、



芥川から真如寺川を望む

上氏の場合は真上庄近くの芥川の流路が自然な流路であること

灌漑とともに玉川の治水もその重要な要素であったが、

からみて灌漑用水路の再生産がその主要な内容をなしていたと

領構造と非常によく似ていることがわかる。

ただ溝杭氏の

真 場 所

このようにみてくると、先に分析した溝杭庄下司溝杭氏の

考えられる。

役として自らの直接的農業経営に動員する権限を確保してい る庄内百姓にたいする警察裁判権や①にみえる庄内百姓を在家 郷郷司職・真上庄下司職・真上庄地頭職を獲得して、③にみえ このような再開発領主としての基礎条件の上に真上氏は真上

奈佐原四箇庄・同服部村惣追捕使職田畠等である。 まず⑨の真上庄東北地域一帯にたいする惣追捕使職 次に第二の諸散在田畠等であるが、 そのなかでも注目されるのは⑤広田社散在田畠諸本役・同下司職と⑨

特に田部庄あたりに大きな影響力をもっていたのである。

庄外からは反別六把の稲を徴収していたことであって、真上氏

しかも注目すべきことは、真上氏は庄内灌漑用水路

た

のである。

を上から握ることであったのである。 圧鎮守上宮天神社の神主職を把握して荘園村落の共同体的機能

と考えられるし、

察権) が、

であるが、これは滞杭氏が玉川東部西面村に対する惣追捕使職を把握していたのと同様の事態であ

写88 新川

のかはよくわからないが、 主の権限をどのように吸収していたのか、 七郎次郎貞家がいて、半済分を独占して一円領主化しようとしていたのであって[101]、そういった在地 れは阿武山一帯に対する山林支配権であったと考えられる。ただ、皇室領奈佐原庄には本来開発領主が ただ溝杭氏の場合、それを可能にしていたものは玉川に対する治水工事であったが、 また四箇庄 奈佐原四箇庄という表現自体が本来阿武山一帯の入会権をともにする地域として (岡本・氷室・土室・塚原)の一つ法金剛院領土室庄には南北朝期には地頭氷室 またどのようにそういった在地領主の権限と入組みになってい ら確保していたことが想定される。 してこの地域の山地を領有する権限を摂津国衙 あらわれるとすれば、 平安末以来狩場(狩蔵山)と 真上氏の場合、

た

9 子真上政資は摂州広田郷に居たとつたえられてお と考えられる。丁度、元弘の乱で鎌倉期の真上氏 その社領の場所も島上郡ではなく武庫郡にあった の広田社は摂津国武庫郡の広田神社と考えられ、 主家が六波羅軍勢に属してたたかっていた時、 最後に⑤の広田社領に対する権限であるが、 そのために庶子政資がいわば没官領となるべ 庶

る

た

その時、



奈佐原旧村 写89

期の源師行の日記『長秋記』元永二 (一一一九) 年九 月 条をふ

そこで、さかのぼって真上庄の初見史料、平安末=白河院政

れるのである[中世]。

田社領下司職は鎌倉時代以来の真上氏の所領であったと考えら ことができたのであり、このような事情からみても、この⑤広 き真上氏本領を建武政権によって地頭職として安堵してもらう

りかえってみよう。 とあそび、西宮社=広田神社及び南宮(現西宮戒社)に参詣し 源師行一向は同年九月三日早朝京都淀で乗船して江口で遊女 かえりには又神崎に泊って遊女とあそび、さらに高浜でも

遊女とあそんで帰洛している。この頃、王朝貴族の広田社詣や

住吉社詣は、江口・神崎で遊女と遊ぶための表面的な口実だっ

どのような事情でこれらの平等院領が の間、平等院領長谷庄・真上庄・平田庄が「酒肴」を供給する役をわりあてられているのである。この場合、 船や宿の世話をしているものとして石清水八幡宮別当光清なる人物がでてくるが、これらの路次 「酒肴」を供給する荘園として指定されたのかは明らかではないが、

たという [婦川政次郎『遊行女]。

石清水八幡宮別当の指揮のもとに、これらの淀川沿岸の荘園から、淀川水運を上下する王朝貴族のために「酒

485

田社



江口の里跡 (大阪市東淀川区南江口町)

あったが、 その時「酒肴」を供給したのは摂津国の真上庄・土室庄・田部庄であった[言]]。このように真上庄は広 石清水八幡宮放生会の上卿となって男山に行った時も、石清水八幡宮別当光清のもてなしをうけ を供給する一 | 詣の王朝貴族のために 実際にそれらの「酒肴」をととのえ、王朝貴族の宿にまで運んだのは真上庄下司真上氏の先祖で 種の 組 織ができあがっていたことはたしかであって、源師行は保延元(一一三五) 「酒肴」を供給する荘園として貴族社会全体によって位置づけられていたようで 年八

氏の祖先たちは夢にも考え及ばなかったであろう。 れる。そしてこのことが、真上氏の鎌倉末における滅亡を救うこと になろうとは、この屈辱的な奉仕をつづけさせられた平安末の真上 対する諸権限を王朝貴族から与えられたのではなかったかと考えら あったと考えられ、このような深い縁故から、 広田社領散在田島に

中村家にあった屋代弘賢書写の原本が現在失なわれていることは残念で 異動はあるが、 正治氏所蔵本・中村隼造氏所蔵本のあいだには連署人名について多少の 大庄屋中村邸においてであった。この屋代弘賢書写『集古文書』本と中村 たものと考えられる。現中村正治氏邸は江戸時代真上村大庄屋をつとめ また宝徳元年二月日真上氏子孫次第写 [中世一八四] もこの両家に伝来し た中村家の遺跡であり、屋代弘賢がこの文書を見て書写したのもこの 笠森神社を擁する中村正治氏宅と隣の中村隼造氏宅とに伝来しており、 現在この同文書の内容の一部を中略した写しが市内西真上 一丁 同一原本の写しであることはまちがいない。本来大庄屋

三日間にわたり一般民衆に十重禁戒(不殺戒・不盗戒・不姪戒・不妄語戒等十種の重大な大乘戒律) とづれて当時の六波羅北方北条時村と会談し、十日に摂津国島上郡芥川の地に下って芥川の地蔵院におい 六(一二八三)年九月、葉室中納言定嗣のもとめに応じて 浄 住 寺(現京都市右京区山田開キ町)において先代追 でも十重禁戒を説法して殺具(狩猟の道具)を焼いて忍頂寺五箇庄の民衆に殺生禁断の決意をかた めさ せて の結果ここで二九〇人の衆生に菩薩戒を授け、さらに十四日夕刻には島下郡忍頂寺におもむき、 福法要をいとなみ、翌月十月四日にはこの地で三四一人の衆生に菩薩戒をさずけ、八日には六波羅採題をお る。 六波羅裁許状 芥河一族と 芥川宿が史料に登場したその翌年である。 西国御家人芥河氏が最初に史料上にその姿をあらわすのは鎌倉後期弘安七(二二八四)年、 すなわち、 大和西大寺の僧興正菩薩叡尊は弘安 を説法し、そ 同じくここ

あるが、両中村家の写本の存在はこのような過程をうらがきしてくれる点で重要である。

代破却(殺生禁断) 機縁となって、その年末から翌弘安七年年初にかけて叡尊が宇治宝生 護国 院(現橋寺)に滞在して宇治川綱 るにいたった[『金剛仏子叡尊]。 物が宇治宝生護国院を訪れ、正月二十日叡尊を戒師として剃髮出家し、法名を慈願と名乗って叡尊と同行す このように叡尊が弘安六年十月十日~十四日芥川の地蔵堂に滞在して独自な宗教活動をおこなったことが を実施するとともに、宇治橋再建計画にとりかかっていた折に、芥河右馬允平影信なる人

左衛門尉信時の父に当ると考えられ、また叡尊が滞在した芥川の地蔵堂は、芥河影信と叡尊との深い師弟関 ここに叡尊を戒師として出家した芥河右馬允平影信は、 鎌倉末期に活躍する摂津国御家人芥河孫三郎六郎



写91 (西国街道芥川畔)

状によれば、延慶元年以来垂水庄下司在京御家人日下部氏女は庄内で

鎌倉末期延慶二 (一三〇九) 年、東寺 領摂津国垂水庄雑掌祐快の

と推定される。

れっきとした鎌倉幕府御家人であったからであろう。後宇多院はこの えないで後宇多院に訴えているが、これは相手が西国御家人とはいえ 三郎六郎左衛門尉・土室式部大夫・尺迦王兵衛尉大進法橋の協力を得 上納しなくなっていった。東寺雑掌祐快はこれを直接六波羅探題に訴 て庄田畠の一円的領有を企て、年貢を自己のふところに入れて東寺に は有力百姓清忠・良賢・明道を組織し、庄外では摂津国御家人芥河孫

下司御家人日下部氏女・芥河氏・土室氏等の側にあると断じて、その非法行為をやめてとりこんだ年貢を東 はじめとする下司派の御家人たちはついに返事も出さず出頭もしなかった。そこで六波羅探題としては非は そこで更に日限をかぎった出頭命令をとどけさせたところ、かろうじて尺迦王兵衛尉大進法橋だけが返事を 使者として二度にわたって出頭命令をだし、これらの下司側の人々にとどけさせたが誰も出頭しなかった。 ックするべき旨の命令を発した。これをうけて六波羅探題は野部介光長・伊丹四郎左衛門入道妙智を六波羅 庄内百姓清忠・良賢・明道等はようやく六波羅探題に出頭して弁明書を提出したが、 訴えについて院宜を下し、このような下司日下部氏女側の行為をチェ 他の芥河氏

係からみて、芥川宿内にあった芥河氏の菩提寺であったのではないか

(京都府宇治市塔ノ段) 写92

たであろう。

れら西国御家人を命令通りにうごかす威力をもってはいなか

部氏女やそれを背後から支援していた西国御家人芥河氏・土室氏などをおとづれ、原文書をみせて六波羅探 下知状を発するにいたったのである。これが延慶二年五月二十七日六波羅下知状である[七五]。 もとよりこの六波羅下知状を直接受取ったのは東寺雑掌祐快であって、この文書を持参して在京下司日 すでにこの鎌倉最末期においては六波羅探題の政治的権威はこ 題の命令を伝達し、その効果を期待したと考えられる。 しか

寺側に納入することを命令するとともに庄内狼藉については別に処置をとるであろうことを附記した六波羅

が近隣の「悪党」を相語って下司代を実力で庄内から追却する 助によってその直務支配を実現することに成功した。この幕 めざして着々と策を進め、 らに東寺はこのような在地の情勢を利用して直務支配の実現を 対して、その後庄内の反下司派の有力百姓浄願・良尊・ 姓の動向を幕府の力で鎮圧してもらおうとしていた。そしてさ れを直接六波羅探題に訴えて、これらの反下司派の庄内外の百 いたっており、 方先述のとおりこのような在京下司日下部氏女らの動向に 垂水庄下司御家人日下部氏女(在京領主)はこ 鎌倉幕府滅亡とともに建武政権の援

末・ 南北朝期における東寺領垂水庄の紛争において芥河氏一族は一貫して下司日下部氏女を支援することを南北朝期における東寺領垂水庄の紛争において芥河氏一族は一貫して下司日下部氏女を支援することを **庄内外の悪党的百姓のうごきを鎮圧するとともに、東寺の一旦実現された直務支配をもうちやぶっ**

『ヒストリア』三九・四○合併号参照」 (三浦圭一「中世における畿内の位置」)。 どのようにして成長してきた武士なのであろうか。まず第一に注目すべきことは、たとえば真上氏は真上庄 に成長してきて、鎌倉初期に西国御家人になった非開発領主型の武士の一つであったと考えられるのである 芥河氏の場合も渡辺二家ほど大きな勢力をもつものではなかったが、平安末以来摂津国島上郡芥川宿を本拠 惣官として成長してきた渡辺党二家が、鎌倉時代には「宗たるの御家人」となっていた例を考え合わせる時 芥川宿であったと考えなければならない。したがって、摂津国西成郡渡辺=窪津を本拠に平安中期以来渡辺 きたのは、一般の開発・再開発の対象としての荘・郷・保ではなくて、本来公領に属していたと考えられる う荘園も芥河郷という国衙領も存在しない。したがって、芥河氏の場合、芥河氏がその本拠として成長して 開発領主として成長してきた武士であった。しかし芥河氏の場合、その再開発の本拠地たるべき芥河庄とい を本拠にし真上郷の再開発領主として成長してきた武士であり、また溝杭氏は溝杭庄を本拠にし溝杭郷の それでは、この鎌倉中期以降に摂津国御家人として史料の上に登場してくる芥河氏とはどこを本拠として あわよくば一円領主権をこの地でも確立すべく策動しつづけた[-+] [-+] [-+] [-+]

れば、奴加氏もまた芥河奴加氏を名乗るようになっていた[二六]。 やかな被官関係に組織しはじめていた。 西国御家人芥河氏は、鎌倉末期の段階で近隣の在地領主=西国御家人を姻威関係その他を媒介としてゆる その最初の例が西国御家人芥河岡氏であるが[中世]、 南北朝 期に入

状として早くより佐藤進一氏によって紹介・分析されたものである[倉幕府訴訟制度の研究』]



写93 岡町付近(豊中市岡町)

四郎五郎貞継と名乗った人物は東寺領垂水庄下司として垂水庄で国

かではないが、

岡氏は豊島郡岡の地

(現豊中市岡町)

を本拠にして成

たか

は明ら

岡氏

奴加氏が本来どこを本拠とする開発領主であっ

長した開発領主で、

鎌倉末には三島地方に移住して芥河岡氏を名乗

たのではないであろうか。

さらに注目すべきことは、

南北朝末期に芥河氏の一

族で芥河

垂水

る。 中心とし、姻戚関係その他を媒介としてゆるやかな被官関係に組織 家によってのみ構成された一揆ではなく、芥河本家・芥河真上家を のである。 たちは芥河氏を中心とする一 人領主制をうち立てようともがいた人物であったとい したがって芥河を上に冠し、 ただ一般の一 族一 揆と異なる点は、それが惣領家と庶子 族一揆に組織された武士たちであっ 地名にもとづく姓を名乗った武 ら 事実で あ

ている。なかでも嘉暦一(一三二七)年九月二十三日六波羅下知状(裁許状)は、今日数多く伝来している鎌 される武士をもふくんだ一族一揆であった点であろう。 府の裁許状 このような芥河一族一揆の武士の最初に登場する西国御家人芥河岡氏は四通の芥河岡家文書を今日に伝え (判決文) のなかで、 雜務沙汰 (債権債務関係の民事訴訟)にかんするただ一つの六波羅探題裁許

倉

在の一つがこの芥河岡家の六波羅裁許状なのである。 ついてみても、そのほとんどは所務沙汰(所領領有権をめぐる民事訴訟)の裁許状である。そのなかで例外的 たがってその圧倒的部分は所領安堵状・譲状その他所領についての裁判関係文書であり、鎌倉幕府裁許状に 本来中世文書は各家の所領所有権を保証するもの(重書文書)として大切に伝えられてきたものであり、

基との間であらそわれた債権・債務にかかわる訴訟であった。 ところでこの雑務沙汰の内容は摂津国御家人芥河岡孫四郎入道信覚と同摂津国御家人広瀬太郎左衛門尉景

寺文書』七四六号 J、及び惣追捕使職・本牧以下散在田畠の領有権を鎌倉幕府から安堵された所領安堵の鎌倉幕名H坪付帳、『勝尾』、及び惣追捕使職・本牧以下散在田畠の領有権を鎌倉幕府から安堵された所領安堵の鎌倉幕 道覚信にその重書文書を手渡していない。 出した訴状であった。ところが、債務者広瀬太郎景基は一向にその約束を履行しないで、いまだに芥河岡 基の親父から景基への所領譲状であり、最後の一通はこの所領について相論があった際、 府下知状であり、次の一通は、正和元年十月二十五日にいわゆる安堵の外題(下知状)を得たところの広瀬景 氏に手渡す約束をした。 熊丸がその所領摂津国島下郡粟生村刀禰職・同粟生村四郎丸名・守武名・依熊名=刀禰職事給田[欠年 (応 は芥河岡入道信覚から銭三五貫文を借用し、その質物として広瀬氏の三通の 所帯 文書 原告芥河岡孫四郎入道信覚の訴状によれば、 去る元享四 (一三二四) 年八月五日、 広瀬太郎左衛門尉景基 その三通の文書とは、 一通は承久元年五月二十九日付関東下知状であって、 (重書文書)を芥河 広瀬氏が幕府に提

書文書は翌正中二(二三二五)年十一月三日に自分広瀬太郎景基の住宅が火災にあった時同時に焼 失して し 以上のような原告側の訴状に対して、被告広瀬太郎景基は陳状を六波羅探題に提出して、実はそれらの重



基が芥河岡入道覚信との約束に違反して、紛失を口実にして

以上のようなやりとりの結果、六波羅採題は、

広瀬太郎景

重書文書を自分の手もとにかくしている事実を否定できなか

った以上、これらの質物=重書文書を借金契約書通り芥河岡

言い方は一種の謀略であると弁明した。

書文書を手渡さないのだといっているようだが、そのような ているところである。芥河岡覚信は自分広瀬景基がわざと重 まったのであって、この火災についてはすでに充分論証され

Tj.94

津国御家人広瀬氏は、鎌倉末における没落御家人の一つの典型であったのである。 かでその所領を質物として借金しなければならないほど経済的苦境におち入っていた。 承久の乱後にはその本拠を島下郡粟生村 (現箕面市栗生) に移し鎌倉末には、貨幣経済=商品経済の発展のな を本拠として成長してきた開発領主であると推定されるが、 先述したように、摂津国御家人広瀬氏は、 その意味で、 島上郡広瀬の地 この摂

知状の形式で両人に伝達したのである。

入道覚信に手渡すべきであると判決を下し、これを六波羅!

済的 それに対し、 金銭的には富裕な西国御家人であって、こういった高利貸的債務関係を媒介として他の侍・凡下の所 広瀬氏に銭三五貫文を貸した芥河岡氏は、 その本来の所領は小さかったかもしれないが、 経

したのである。

号]。この事実は南北朝期に芥河岡氏が粟生村に対して粟生村惣追捕使として領主的支配を実現していたこと を物語っており、 を勝尾寺に発給しており、これに対して勝尾寺はこの平基茂を粟生岡入道殿と呼んでいるのである(『勝尾寺文 やがて芥河岡氏に帰属したのであって、この芥河岡入道覚信の子息の一人に当ると考えられる芥河岡三郎 領を収奪・集積しつつあった新しい型の西国御家人であった。事実、この質物となった広瀬氏の重書文書 鎌倉末の債務関係を媒介として芥河岡氏は広瀬氏の粟生村にたいする領主的支配権を吸収 免

存在形態を無言のうちに物語っているのである。 生村の領主権を保証する重書文書として芥河岡家に伝来したという事実は、逆に芥河一族の社会的・政治的 重書文書として大切に伝来したものと考えられるのである。この文書が少くとも芥河岡家が滅亡するまで粟 たのであった。 れに関する幕府 ような芥河家の独特の家風は、 たため、 河岡家は何故大切に子孫に伝えたのであろうか。本来、芥河氏は開発領主をその出発点とする領主でなかっ それでは、 一貫して高利貸的債務関係を通してその社会的・政治的勢力を拡大してきたものと考えられ、この 本来債権債務関係の処理がすめば不必要となるこういった雑務沙汰に関する六波羅下知状を芥 芥河一族一揆の一人芥河岡家もこの家風にしたがってこれらの文書を所領領有権を保証する 朝廷・権門寺社=荘園領主の発給した文書を重書文書としてとりあつかう態度をつちか 他の一般の在地領主とは異って、このような債権債務関係文書、なかでもそ

N

ており、

書は年代が古いという点では骨董的価値はあるが古筆としてはその価値はひくく、わざわざ偽作したものとは考えら ものも少くなかった。そしてその七五通のなかにこの四通の中世芥河岡家文書が入っていたのである。この四通の文 続して約二〇年にわたって書き継いだ随筆であって幕末の貴重な史料である。その続編 巻 七十 一によると、天保! 品としてあつかわれていたために偶然にも文書が今日に伝えられた一例である。 路を経て骨並屋によって屏風にしたてられるにいたったかは全く不明であるが、近世武家社会で中世武家文書が骨董 れない。しかも内容的にもなんら疑念をはさむ余地はないものである。中世芥河岡家文書の一部がいつどのような経 る。その七五通の古文書は主として織田信長・豊臣秀吉・秀次などの書状といったもので明らかに後の偽作にかかる 合して一通一通自分なりの考証をそえながら七五通の古文書を模写してその全てを『甲子夜話』におさめたのであ ればならなかった。そこで静山はまず屛風にそえてあった古文書目録を別紙に写し、次に屛風にはってある文書と照 (一八三二) 年のある日書家の沢田哲なる人物が人からたのまれたといって古筆をはった一双の屛風を松浦城にもちこ された写しである。この『甲子夜話』は九州肥前国平戸城主松浦静山が文政四(二八二一)年十一月甲子の夜 より んだのである。松浦静山はこの屛風に大変心をひかれたが値段をきくと二五○両だというので買うのをあきらめなけ

中世荘園村落と農民の生活

神像 棟 樫船神社の 男神像各一体、 しかもこれらの神像・仏像が鎌倉初期貞応元~二(一二三一~一二三三) 摂津国島上郡内には、 ころが現高槻市樫田地区の丹波国桑田郡田能庄には、 その神宮寺にその本地仏たる木造大日如来坐像 中世前期の荘園村落の姿を示す文献史料はほとんど残っていない。 旧田能庄鎮守樫船神社に鎌倉初期の女 木造聖観音立像各一体がつたえられ 年に田能庄庄民たちによっ لح

(表)

きる。 その貞応期の棟札とは次のようなものである[五五]。

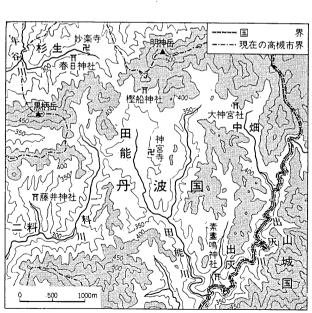
て造立された事情を書き記した棟札が伝えられていて、

貞応 当所鎮守大明神□(宮) 女体御前本地大日如来 文大明神御本地很音 願主佐伯末責供御衆同守安同貞大明神御本地観音 願主佐伯末清同守安縁共女末貞縁共 当所大明神御正躰弐躰 貞応元壬年九月八日注之 黒迦羅御前本地阿弥陀仏 各丁縁共二二 銭十五文了奉加進為後 九月一日棟上同三日宮口 満子々孫々安穏泰平殊庄内安穏諸人快楽也 右奉為懸意趣者、信心施主各二、求満願成就円 貞応二年蔡恭三月三日 手釿始同十1 願主藤井国方縁共佐伯氏女 日 為向後注之 僧定勢

(後鳥羽院の母) 領三八箇庄の一つであって、

鎌倉初期の丹波国桑田郡田能庄 は 七

条院



田能庄略図

中世荘園村落の姿をまのあたりにうかがうことがで

ころで、この棟札の語るところによれば、貞応元(一二三二)年、七条院領丹波国田能庄の庄民たちは、 ぞれに願主をつのってその費用を調達した。そして貞応元年九月三日には社殿が完成し、 羅御前と呼ばれる女神の本地仏として阿弥陀仏一体、合計五体の神像・仏像を造立することを計画し、 勢の指導のもとに、 中世末における田能村の分村であることからみて、 はこの地域の御霊神=疫神であったということである〔『史料編』■所収予定〕〕。したがってすでに神像のあ けであり、 その造像費をもったのである。何故、この阿弥陀仏一体のみが田能庄惣庄によって造像されたかは明らか 民とその「縁共」とがその造像費を拠出したのであり、したがってこの場合は田能庄惣庄 その造像費を調達しているが、黒迦羅御前の本地仏たる阿弥陀仏一体のみは以 上 と は 異って「各丁縁共| 体の神像・仏像のうち神像二体とその本地仏二体については、それぞれ庄内で個人的にその願主をつのって 御霊之社)に安置し「庄内安隠諸人快楽」の願いをこれらの神仏にたくしたのであった。 三)年三月三日にはこれらの神像・仏像もできあがってきて、それぞれ新社殿および本地堂(大日堂・観音堂 御前神像一体とそれぞれの本地仏たる観音菩薩像一体・大日如来像一体以上四体の神像 はないが、 □」 がその造像費を拠出している。「各丁」 とは各百姓の意味と考えられ、 二世紀院政期に形成された尨大な皇室領荘園群の一つであった[中世]。 しかもその本地堂は近世にいたっても「御霊の社」とよばれていたことからするならば、 注意すべきことは、 田能庄鎮守樫船神社の社殿造営(遷宮)をおこなうとともに、 田能庄においてはこの貞応期以前に神像をもっていた神はこの黒迦羅御前 現大字田能・出灰を含む地域であったと考えられる。 当時の田能庄の庄域は、大字出灰が 田能庄を構成する各百姓=各庄 大明神男神像一 ・仏像の他に、 ところで、 この五 (村落成員全体)で 翌貞応二(一二 体 この神 女体 僧定

神像・仏像

それでは、

庄の問題としてもちあがり、 た疫神黒迦羅御前に何らかの事情によって本地仏阿弥陀仏を造像しなければならないという問題が田能 造像するしだいとなったものと考えられるのである。その事情とは、おそらく疫病=流行病がこの田能庄内 次にこのことが契機となって、樫船神社二神の神像及びその本地仏をも同時に 注定物

にも入ってきそうだというこの荘園村落の生活にかかる問題であったと考えられる。

大明神・女体御前神像二体とそれぞれの本地仏は、どのような願主によって造像

の 願主たち されたのであろうか。それを整理してみると次のようになる。

 $\langle 2 \rangle$ $\langle 1 \rangle$ 観音像一体。®佐伯末清、 神像二体。 ®藤井国方縁共。 ©佐伯氏女。 心佐伯守安 **E**佐伯守安縁共女 © 佐伯末貞 印佐伯末貞縁共女

①佐伯貞

 $\langle 3 \rangle$ 大日如来像一体。 © 佐伯末貞 **⑥**佐伯末貞供御衆 区佐伯守安 ①佐伯貞文 0

永

①藤井氏女

願主となるとともに、大日如来像については⑥佐伯末貞供御衆をひきいて願主になっていると考えられるの ては彼の「縁共女」をひきいて願主となっており、また囚佐伯末貞の場合も、 である。 と考えた。 されたものをどう考えるかであるが、ここでは、これは@藤井国方と⑱藤井国方縁共とを表現しているもの これらの神仏像の造像願主を考える上で、たとえば神像二体の願主となっている「藤井国方縁共」と表現 以上のように考えることができるとすれば、これらの神仏像の願主は次の五つに分類することがで したがって例えば国佐伯守安の場合、 彼個人は本地仏二像の願主となるとともに、観音像につい 彼個人としては本地仏二体の

樫船神社本殿 (市内樫田田能)

たであろうところの田能庄百姓=根本住人であっ と自称し、また荘園領主からもそのように呼ばれ れた人々であるが、彼等はもし古文書が残されて あったと考えてよいであろう。 ら、この六人が田能庄百姓(名主百姓)の全員で がこの六人の百姓を意味していたと考えられるか 造像費拠出主体たる「各丁縁共□□」の「各丁」 員であったかどうかはわからないが、 たと考えられる。この六人が田能庄根本住人の全 いるとすれば、自らを「丹波国田能御庄百姓等」 まず第一に、①の姓名ともフルネームで表現さ 阿弥陀仏の

第二に②の◎佐伯氏女・③藤井氏女であるが、

佐伯氏女のように某姓「氏女」と表現された女性たち。(©·①)

2

1

- 3 藤井国方縁共のようにフルネームの人の「縁共」と表現された人々。(®)
- (4) 佐伯守安縁共女のようにフルネームの人の「縁共女」と表現された女性たち。 (E)

佐伯末貞供御衆のようにフルネームの人の「供御衆」と表現された人々。(図)

すすんで願主となって、一個の独立した特有財産所有主体としてその造像費の一部を負担しており、このよ の場において活躍することはできなかったが、この棟札にもみられるように、神仏像の造像などに際しては 彼女らは前述の六人の百姓のうちの誰かの妻女(家刀自)であって、その佐伯・藤井の姓は婚家の姓では 実家の姓であった。彼女等百姓層の妻女は荘園の公事名の正式の名請人になったりして荘園制社会の公

現されてその「某」の妻女を意味している。ところがこの田能庄の棟札の「縁共」は「縁共女」とセット 末貞供御衆の 味する「共」と考えなければならないのである。というのは、この③・④の「共」なる表現は、⑤の⑥佐伯 なして表現されており、したがって「共」は「友」と同訓同義ではなくて、この「共」はあくまで複数を意 注意される。この「縁友」なる表現は夫婦関係を意味しており、たいていは男性名の「某」の「縁友」と表 性たちであるが、これとよく似た表現として仏像の造像銘に「某縁友」なる表現がしばしばみられることが うな形では彼女たちは一個の人格として社会的活動に参加していたのである。 第三に③フルネームの人の「縁共」と表現された人々及び④フルネームの人の「縁共女」と表現された女 「衆」なる表現と同じ意味において考えなければならないからである。とするならば、③・④

本住人のなかで佐伯末貞だけが皇室官司の供御人としての身分を帯していて、そのために供御人佐伯末貞の

|緑共」だけが、∞佐伯末貞供御衆と表現されたものと考える以外に方法はないと考えられる。 供 御

> 代 は

ずっと下がるが、江戸時代中期享保一七(一七三二)年、山城国外畑村・出灰村・丹波国出灰 それでは、一体佐伯末貞はどこの官司に属する何の供御人であったのであろう か。 時、



樫田の炭焼 写96

波国栢原村・鎌倉村・東掛村・南掛村・倉谷村・湯谷村 村・中畑村・田能村・二料村以上六ヵ村と、その西方の丹 道が中世以来、丹波国田能庄と京都を結ぶ主要道路であっ 丹波国田能村から中畑村を通り、 得ていたことを物語っているが、この木柴の出荷道路は、 方が京都の市場に木柴を出荷することによって現金収人を 七ヵ村が一ヵ村につき毎日牛二駄の木柴を田能方の道を通 訴訟がもち上り、京都奉行所での裁判の結果、栢原村以下 万願寺村以上七ヵ村との間に、柴を京都に運搬する問題で たことは、 下桂村を経て京都に至る道であったと考えられるが、この て大原野の里にいたり、 って京都へ積出しすることを許可するとの判決が出された 「抄」『春日丘論叢』第四号 「高谷重夫」田能村近世史雑」。この事実は、 一六世紀初頭、 山陰道に合流して葛野郡川島村 山城国葛野郡革島庄に本拠をも 山城国乙訓郡外畑村を経 近世においてこの地

つ国人領主革島氏が姻戚関係を媒介として遠く丹波国田能庄内の田地を買得し、摂津へ 、出る軍 事 的 間 道を

老」とか「邑老」と呼ばれた山野用益の規制権を把握していた村落代表者の社会的権威を一身に継承して、 えられ、さらに推測が許されるとすれば、 ひきいて二体の仏像の願主となっており、 の郷外散在供御人の一人であったと考えておきたい。 御人の一人であったのではないかと考えられる。 保しようとしていたという事実が何よりも雄弁に物語っている[『日本社会経済史研究中世編』]。 をもふくんでいたと考えることは充分可能であり、ここでは田能庄佐伯末貞は主殿寮領細川御作手= よりはるか南ではなれてはいるが、 売買をする特権を有していた[樂野高広阜室禪]。 田能庄は近代には南桑田郡樫田村に属し、 (現京都府北桑田郡京北町細野) このような中世・ |荘園村落の代表者として田能庄下司の地位についていたのではないであろうか。その場合、 近世田能地域の歴史地理的条件からみて、 を本拠として柴・薪・炭・ 細川御作手=供御人は細川郷を本拠にしつつも、 佐伯末貞の先代は主殿寮領薪供御人となることによって前代「旧 おそらく六人の百姓のなかではもっとも有力な存在であったと考 丹波 佐伯末貞は、 国では主殿寮領細川御作手=供御人が桑田郡細 たいまつなどを皇室に貢納するとともに京都で薪を 佐伯末貞は主殿寮に所属する薪御作手= ⑪佐伯末貞縁共女‧⑥佐伯末貞供御衆 細川郷外の散在供御 位置的には細川 供御人兼下 供御 Ш 薪

民たちは、 実である。 なおここでつけ加えて注目しておかなければならないことは、 神殿 おそらくこの銭貨は、 本 ・地堂の建築費や神仏像の造像費の一 供御人佐伯末貞がその特権を利用して京中において薪を市木として販売す 部を銭でもって大工や仏師に支払っていたという事 棟札に「銭十五文」とあるごとく、 田 能

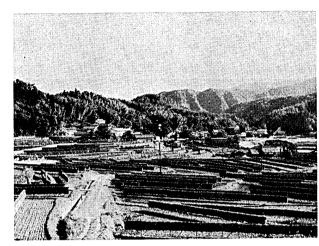
司佐伯末貞の身分はあくまで百姓身分であって、けっして侍身分ではなかったであろう。

確

るから、

御人佐伯末貞の「供御衆」とはまさにこの脇住在家であったと考えることができ、その数も一、二字ではな

この脇住在家は本来国役をも負担しうるそれなりの自立的存在であったのである。



写97

ものと思われる貞応三(一二三四)年頃の訴状は

「供御人

郷(現貝塚市)に本拠をもっていた内蔵寮領御櫛油供御人の

た定員と定員外の従属的集団よりなっていた。

このような供御人・神人は本来、正・脇、

本・新とい 和泉国近木

电

宇に限り国役を免ぜられ、其外の在家は国役を勧むべきの は重役無雙に依って、……中古以来、始め正家一宇脇住!

仰せ下され畢」とのべていて、本来供御人は正員在家

供御人正員には数戸の脇住在家があったが、そのうち国役を免除されたのは二字だけであったというのであ とができないとのべて いる [任裏文書]『鎌倉遺文』 三三

ものであって、その二字以外の脇住在家は国役を免れるこ 宇・脇住在家二字について国衙からの国役を免除される

ることによって取得したものと考えられ、したがって一般 銭貨を得たものと考えられるのである。 に拠出し、彼がその分の薪を京中で販売することによって の百姓やその「縁共」は現物でもってその費用を佐伯末貞

したがって、供

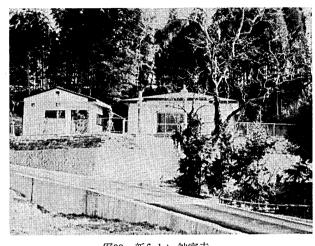
もって、この神仏像の造像に願主として参加しているのである。したがって某縁共・某供御衆とよばれた人 某縁共とよばれたと考えられるのである。 そしてさらに、 このような 脇住在家の家長に対して、 く数戸であった。このことから、供御人にはなっていなかった一般百姓にも数戸の脇住在家が居て、彼等が (家刀自) が某縁共女と表現されたものと考えられ、彼女たちも百姓の妻女と同様小さいながらも特有財産 その妻女

であったのである。 く身分的には小百姓として位置づけられていた農民たちろからみて、それは決して百姓の下人所従的存在ではなろからみて、それは決して百姓の下人所従的存在ではな社殿造営・神仏像造像に願主として参加し得ているとこれは、百姓の脇住在家の家長であり、田能惣庄あげての々は、百姓の脇住在家の家長であり、田能惣庄あげての



写98 旧神宮寺本地堂(市内樫田田能)

神社



新らしい神宮寺

た。もとよりこの他に有力百姓には下人所従が従属してい

もとより彼等は荘園村落の構成メンバ

人とそれに数倍する小百姓=散田作人とから構成されてい

したがって鎌倉初期の田能庄は六戸の名主百姓=根本住

ーではなかった。 たと考えられるが、 あり、その意味において彼等は散田作人と呼ばれていた

[『日本史研究』五九号 | 大山喬平「中世社会の農民」]。

を小作したり、また農繁期には名主百姓に雇用されたりし 荘園領主直属地である散田を請作したり、名主百姓の耕

地

かろうじて、自己の自立した小経営を支えていたので

日如来像)=堂とはワンセットとして村落共同体(当)によ (大明神・女体御前)=宮とその本地堂=神宮寺(聖観音像・大 田 |能庄においては、 鎌倉初期に確立した庄鎮守樫船神社

のであり、正月七日には大明神の本地仏の宝前で「天下泰平国土安全諸氏子等安穏」を祈る祈祷が行われ、 (現成合の春日神社)はその神宮寺悉檀寺 (本地堂)の社僧と社人とによって祭祀がとりおこなわれてきた して丹波国の特殊な事態ではなかったのであって、たとえば中世の摂津国安満庄においてもその庄鎮守春日

って維持され、現在にいたっているが、しかし、

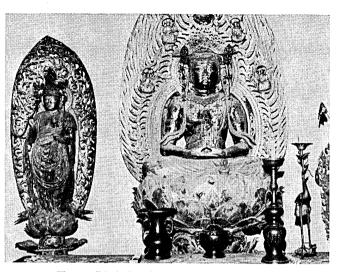
これは決

505

だ、

六月七日には大般若経の虫払いが行われるなど神事と仏事が村落共同体によって行われ て い

近世にいたると宗教政策として檀家制度がしきつめられ、鎮守の別当寺(神宮寺)のように本 来 檀家



写100 薬師如来立像・大日如来坐像(神宮寺蔵

幣(宮の当)、 戸であって、 共同体の成員たる本当七一戸、脇当二八戸、当外若干 堂が維持された。近世中期元文年間においては、村落 えられ、近世においても村落共同体=当によって宮と 中世的遺制をのこしたままで近世を経過したものと考 においては、近世的支配も最深部にまでは浸透せず、 く明治絶対主義天皇制イデオロギーを作意的につくり かまで泥靴で入りこむことによって国家神道にもとづ 分離令であって、明治政府はこのように民衆の魂のな に廃滅させたのは明治初年、 なかった。しかし、このような別当寺=神宮寺を全面的 り、そのために近世に廃絶した別当寺=神宮寺も少く もたず、葬式をしない寺院は軽んぜられるように 日本国民に浸透させたのである。 正月二十三日大日堂大般若経転読会(堂の当)、 宮と堂の宗教行事(正月一日樫船大明神朔 明治政府が発令した神仏 丹波国田能庄 な

をた

た[中世]。

しはじめて、



写101 神宮寺大般若経転読会

とともに、脇当が本当の縁を媒介として共同体成員となる 期には本当七一戸、脇当二八戸とその比率は逆転している 六戸・小百姓がその数倍といった比率であったが、近世中

といった関係はもはや存在せず、村落は単純に本当・脇当

当外によって構成されていた。この比率の逆転と百姓と

村落共同体によって宮と堂とがワンセットとして維持され、現在においても正月二十三日神宮寺大般若経転 府の宗教政策にもかかわらず、樫船神社と神宮寺が距離的にはなれて存在していたという事情も幸いしてか 明治二十(一八八七)年頃にはほぼ消滅したといわれている[前掲高谷]。しかしここでは、明治政 世における本当・脇当の身分的差別は幕末天保頃から動揺

おそらく近世に入ってからではなかろうか。こういった近

った脇当が村落の宮・堂の全ての行事から排除されるのは

立によってもたらされたものと推定されるが、小数派とな の縁の重要性の消滅はおそらく中世後期における惣村の成

われており、 七月十五日大日堂施餓鬼会(堂の当)、九月十日樫船大明神祭礼(宮の った [『社会と伝承』第三巻一号 中世においては、った [高谷重夫 「田能における当の記録」]。 中世においては、 及び毎月一日の朔幣(宮の当))は全て本当だけによって荷 本当と脇当との間には厳重な身分的差別が

百姓

読会、 てこの村落の強じんな力によって貴重な文化財である神像二体・仏像三体・大般若経・棟札が村民によって 七月十五日神宮寺施餓鬼会、九月十日樫船神社祭礼が村落共同体によって行われつづけている。そし

保存されてきたのである「大阪市立大学文学部『人文研究』第二六巻一一分冊参照)」の保存されてきたのである「河音能平「丹波国田能庄の百姓とその「縁共」について」)。

ーは同じく故魚澄氏が書かれた『南桑田郡誌』の読みによったが、厳密には読みに異動があり、内容的により正確と判断した『調査 の調査にもとづいて『京都府史蹟勝地調査報告』第六冊(九一~九二頁)に紹介された読みにしたがった『史料編』 れているものと推定されるが、原物をみることはできなかった。そのため故魚澄惣五郎氏が 一九二二 (大正十一) 年 この貞応元・二年丹波国田能庄鎮守樫船神社棟札の原物は現在も高槻市樫田字田能にある樫船神社社殿中に内蔵さ

報告書』の読みを採ることとする)。

て解決しなければならない。 棟札が原本の写しであってその写しあやまりであるのかは問題であるが、これらの問題は直接棟札そのものを観察し 壬午」のあやまりである。これらのあやまりが棟札筆者と考えられる僧定勢自身のあやまりであるのか、あるいは現 なお棟札の于支を調査すると「同三日甲戍」は「同三日戊申」のあやまりであり、「貞応元年壬子」も「貞 応 元年

また故魚澄惣五郎氏の調査によれば神像二体・仏像二体とも平安末鎌倉初期の作と判断されている。

加するだろう。市域の九遺跡のうち、丘上にある二遺跡を除くと、他はすべて平野部に位置し、桧尾川や芥 在市域では九つの集落遺跡が認められる。隣接する島本町・茨木市等の諸遺跡をも加えるなら、その数は倍 三島の集落 北に山丘を、南に淀川をひかえた三島平野は、先述のように、古く旧石器時代以来、 生棲していたところである。いま、七世紀から一〇世紀までを一区切りとしてみたとき、現 人間が

川

女瀬川など淀川につらなる中小河川の流域にある。

淀川の氾濫をおそれたからであろう。これらのムラをつらねる山陽道は京と太宰府をつなぐ重要な道

しかも、それらの集落が山麓線に近く位置している

狭があったからであろう。ちなみに、郡家川西遺跡で最近発掘した山陽道と推定される遺構は、 ートル(六○尺)の石敷路面と、その両側に約一・五メートル(五尺)幅の側溝があった。 幅約一八メ

路であったにかかわらず、その道幅に関する規定はみられない。

その理由の一つは、

地形によって道幅に広

だる川を下流で「天川」と呼んだとすると、上手の安満遺跡と、下手の天川遺跡の間には、 に成立した天川の集落とは、 あった母村と子村の関係があったかもしれない。弥生時代以来、連綿と続いた安満の集落と、 水にみまわれやすい危険な土地に、集落が営まれることは、これまでみなかったことである。安満を流れく 方この時期には上牧遺跡や天川遺跡のように、淀川の氾濫原に進出する集落があらわれる。このような洪 二世紀以降になっても、 いよいよ氾濫原の開発が本格化しはじめたことを物語っている。 上牧遺跡と山麓に近い梶原遺跡との間にも認められる。一二世紀以降氾濫原へ集落が 出進 する 現象 天川の流れを媒介にして密接な繋りをもつ集落であったのであろう。 安満や川西遺跡のような主要な集落は、 依然として山陽道の縁辺にある。 同じ流れで結び 突如この時 同様の関

れたらしい。 落が廃絶したあと、荒地のまま放置されてあったとしても、やがて整地し、水田を造成する作業がおこなわ の中心はその西北の郡家本町一帯に移った。また、郡衙と同じころ廃絶したと推定される郡家今城遺跡の場 女瀬川なる小河川を隔てた西方の宮田一帯に移った可能性がある。これらの例からみると、 安満遺跡や郡家川西遺跡などがその良い例である。郡家川西遺跡では、 依然として山陽道の縁辺に位置する集落においては、 しかし、 水田化の時期がいつかということを知ることは容易でない。 建物群の蝟集する区域が移動する現象が認め 郡衙が崩壊したあと、

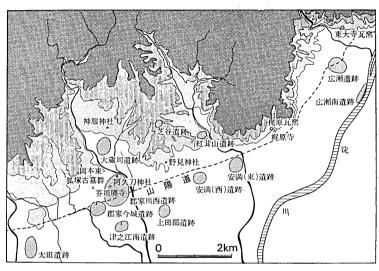


図 177 高槻市域の古代遺跡分布図

みると、すくなくとも一四世紀段階までには、 た例などもいくつか知られている。こうした諸例を は、 らわれるようになった。床土下に小礫をたたきしめ 紀中頃とするかは論議のあるところである。 瓦器の最終末の時期を一三世紀末とみるか、一四世 式の瓦器によって年代の上限が決定される。ただ、 伴う瓦器に新しい形式の破片が認められる以上、 器を伴う土壙墓が検出された。 和通宝)があり、その層のさらに下方で古い形式の瓦 を直接示しているわけではない。事実、上牧遺跡で 限を示すにすぎず、必ずしもこの地の水田化の年代 銭(祥符通宝)一枚を検出した。宋銭は単に年代の上 の整地層の時期は、 め、現水田下の床土を除去したところ、床土直下で宋 最近漸くこうした耕地造成の問題にも関心がは 現水田下の整地層中に瓦器等に伴って宋銭(政 宋銭で決定するよりも新しい形 整地層中の宋銭 かな *ከ* ፡ K

郡家川西遺跡では、古代の建物遺構を検出するた

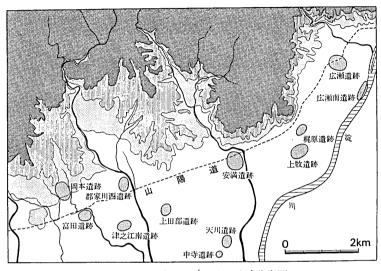
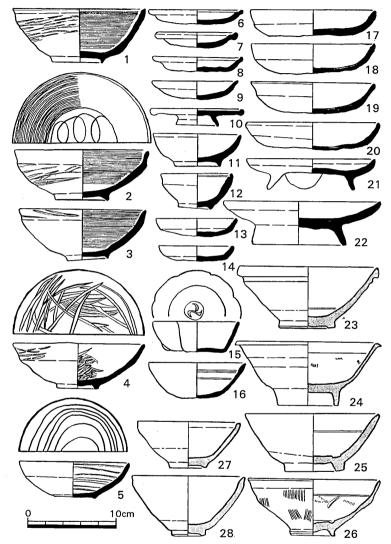


図178 高槻市域の中世遺跡分布図

田のひろがる集落の東端であるらしい。そこには、 場所は、北と東を曲流する女瀬川に限られ、南に水 段階で重っているかもしれない。たまたま調査した でないから、前者の終末と後者の初現とは一一世紀 中頃の宮田遺跡が成立する。両遺跡は完掘したわけ が廃絶したあと、女瀬川をへだてた西に、一二世紀 であった古代の集落郡家今城遺跡がある。この集落 きだったろう。 出していった現象と深いつながりをもった一連の動 よいだろう。そのことは、淀川の氾濫原に集落が進 り広範な耕地化が各地でおこなわれているといって 高い西のC区には、他区にさきだち、三間×三間の 東から西へ、それぞれA・B・C区とする。やや小 東西七〇尺幅で区分される三つの地割がみられる。 宮 田 遺 跡 現在、府立三島高校のあるあたりに は、八世紀初頃から一〇世紀中頃ま

大きな倉一棟(C3)と屋五棟(C・4・5・6・7・12)

第一章 鎌倉時代の高槻



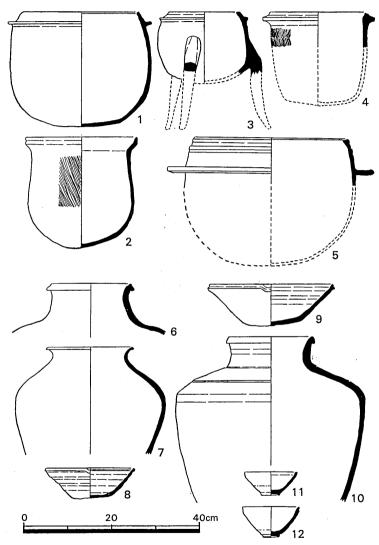


図180 土師器鍋(2 · 4), 瓦器釜(1 · 3 · 5), 陶器壺(6 · 7 · 10), 陶器碗(11 · 12), 須恵器摺鉢(8 · 9) (宮田遺跡跡(1 ~ 4 · 6 · 7 · 9) · 安満遺跡(5), 上牧遺跡(8), 川西遺跡(10~12))

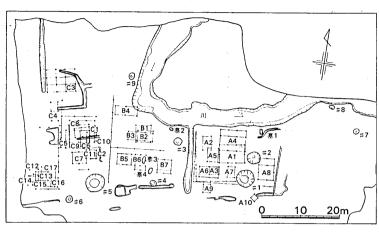


図181 宮田遺跡の平面図

が も掘り替えられている。 側に溝を掘ってあり、 戸の掘替え(井6)がみられる。 戸が新設され、 ほか三棟(A・5・6・7)の付属屋、 井戸の掘替え(井1→井2)に伴って、 あるのと近い。建替えに伴って、柵もつくり替えられ、 4)がみられる。C区でも西の小屋の建替えがくり返され、井 B区でも、 建った(A10はその規模が小さいから住屋とは考えられない)。 A区でみる景観は、屋敷の西や南に柵をめぐらし、その外 柵の南に三棟の建物(B5・6・7)や栗石積みの井 柵の北では建替え(B2・3)や新設の建物 あたかも 母屋(A1・4)と推定される建物で 『一遍聖絵』などに描かれて 柵の南に小屋一棟 (A9) 厢のついた建物(A8)の

 $\widehat{\mathbf{B}}$

数

次の建替えがあり、C区は六○坪程度の二つの単位に柵で分

東南部に井戸(井5)が設けられた。その後、

割された。それと前後して、同じ軸をもつ建物が東のB区に

棟(B1)建ち、さらに東のA区には母屋(A1)と二棟の

区とも建替えがあり、A区では母屋(A4)の北側に廂がつき、 付属建物 (A2・3) を配置した一画が成立した。その後、三 が建てられ、

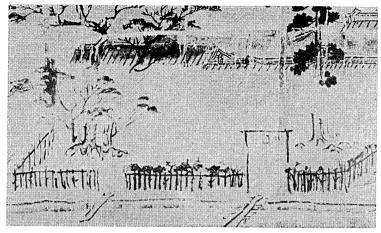


図182 「一遍聖絵」にみる溝・垣・門守り (『日本常民生活絵引』による)

端は東して川岸にいたる。 葬してあった。 屈して棺に納め、 臥した一体の人骨が木棺に納めてあった。その人物の年令 層とすれば、柵外の小屋は下人ででもあろうか。 は、 変化がなく、 われる。 も認めら A区の東北隅には一基の土壙墓(墓1)がある。 も他とくらべて一際異った趣をもったものであったとおも 性別は分明でないが、 は束柱で支えた板敷の床になっていたからか 西側 新に南の柵外に小屋(一辺二メートル)が建てられるな この建物に廂がついていることをみると、 A区では他と異る様相をみる。母屋の住人を田堵名主 土壙を蔽う円形の封土があったと推定される。同じ 建替えにあたっても、 れないのは、 一間分に小穴が多く、 かえって付属屋の数が増加している。 土壙の南には弧状の浅い溝があり、 棺外の頭辺や側辺に土師器の杯数個が あるいは東側 胸の上で手を合掌し脚をわずか この浅い溝の形状から推してい 母屋の位置や規模に大きな 東側一 間 間分には何等の小穴 は土間に、 建物の外観 頭を北に仰 P L その末 また、 西側一 ħ 副 *ts*



図183 「扇面古写経」にみる井戸端(『日本常民生活絵引』による)

ことであった。

しかし四基の墓のうち、

屋敷地

に埋葬することは、前代にもしばしばみられる

るいは女性であるかもしれない。

住居地の縁辺

刀杼のような木製品が副葬してあったから、あえたにとどまる。その墓では土師器杯のほかに

た歯牙によって、三〇歳前後の年令を推定し

しないが、『扇面古写経』などにみられるようなで側面を堅固にしてある。地上の井戸側は遺存を据えなどしてあるが、いずれも河原石を積んを断えなどしてあるが、いずれも河原石を積ん

このように屋敷の艮(東北)を意識する背景に は

の東北隅に埋葬する事例が二例も認められる。

陰陽道の影響があるのかもしれない。

墓(墓3・4)のうち、一基(墓3)では辛うじて残令・性別は明らかでない。この区の南の二基の(墓2)がある。ここでも人骨が遺存したが、年ように、B区でも屋敷の東北隅に一基の土壙墓

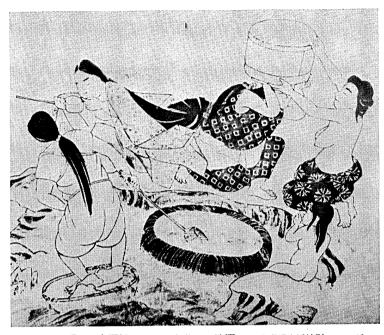


図184 「扇面古写経」にみる走井での洗濯(『日本常民生活絵引』による)

ない。 C区の東の川べりにみられるような、曲物 木組みの井戸側がつくってあったにちが こでも瓦器椀が多量で、それについで土師 のであろう。 を数段重ねた簡単なものもある。それらは た。井戸には、このほかに、A区の東北や の根が残り、 や陶磁器の類は量的に少い。それは瓦器 器の杯や皿が多い。それにくらべ、須恵器 もしれない。北を流れる川に塵芥を捨てた 川原で集水して洗濯などに利用したものか 土器であったことによると考えられる。 土師器が消耗度が高く、 つかった。各地区ごとに整理した結果、ど 製品もみられ、当時の文物交流の一端をう 磁器のなかには、 B区北側の井戸(井3)の南には巨木 絵巻の情景そのままであ 川岸では夥しい土器片等がみ 遠く華南・同安窯の しかも供給容易な

第一章 鎌倉時代の高槻

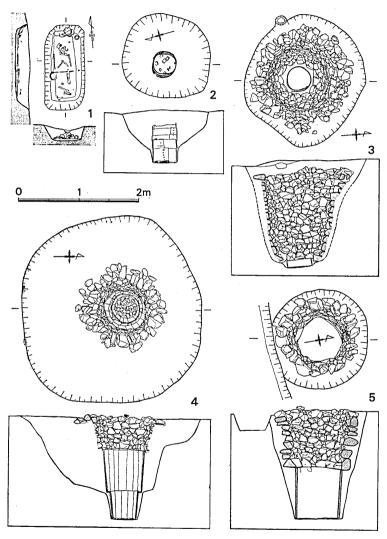


図185 宮田遺跡の井戸

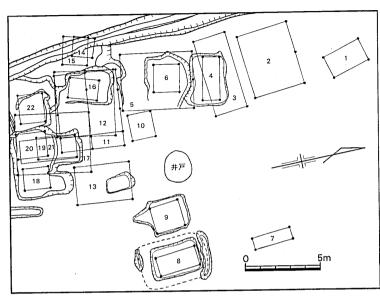


図186 川西遺跡の建物群

ば、この地域では、あたかもA区を主核とし、そ

敷や住居の規模・出土器物の差など を 勘 案す れ居住者の階層差を物語っているようにみえる。屋バーセント程度であって、その示す割合は、各区

決して多いものではない。また地区によって、そ

る陶磁器の占める割合についてその 一端を示すの占める割合も異なる。土器陶磁器の総量に対す

A区では一・四パーセント、B区では○・五

かがわせる。

しかしそれら輸入磁器類の所有量は

の西にならぶB・C区は、各二単位づつの小区画に分れて従属するかのようである。A区の屋敷をこである。それぞれの生活の単位を示す井戸はあっても、各単位に倉を設けることはない。A区の住人を田堵名主層とすれば、B・C区の住人は小百姓であろうか。

その年代は宮田遺跡よりやや降るけれども、その立地や遺構からみて、河原者か間人・非人を想定できよう の河原に接して、方二メートル前後の小竪穴二基を一組とする住屋数組が、一基の井戸を囲んで群集する。

か。宮田遺跡や川西遺跡などから、いよいよ複雑に分化していく畿内農村の姿を如実にみることができる。